

# 欧州ガス事業動向

## Current situation of European gas market liberalization

池尻 和正 \*

Kazumasa Ikejiri

### 1. はじめに

欧州では一部例外の国を除き、家庭用のガス市場は自由化されており、その状況を知る事は現在自由化範囲拡大の可否を検討中の日本にとって非常に参考となる。本稿では、家庭用分野の自由化で先行している欧州の最近の制度動向とともに、欧州の中でもいち早く家庭用分野を自由化したイギリスについて自由化の評価と影響を中心に概説し、我が国における議論に対する示唆を整理する。

### 2. 最近の制度議論

欧州では、EU ガス指令(1998年)、改正 EU ガス指令(2003年)を経て、2007年7月より一部の例外国を除き家庭用を含めたガス市場は自由化されている。ところが、欧州委員会は、自由化の進捗状況が不十分であるとし、さらに競争を促す目的から、2007年9月19日に第3次改正 EU ガス指令案を公表し、同案は2009年7月に欧州議会と欧州理事会に承認されている。

### 3. 全面自由化の影響と評価 (イギリス)

#### 3.1 自由化の経緯

イギリスは、サッチャー政権による強力なリーダーシップの下で自由化に着手し、1982年に託送制度を導入し、BGの解体・民営化と段階的な自由化範囲の拡大を経て、1998年に家庭用を含む全面自由化を実施している。

#### 3.2 料金水準

自由化の目的の一つに、料金を低減させる事が挙げられているが、実際には、2005年から2007年にかけて、原料費等を除いた原価は上昇し、Ofgem(英電力・ガス規制局)自ら競争状態に疑問を呈する結果も報告されている。さらに、Ofgemは調査の結果、原価の差を大きく逸脱する不公平な料金格差が存在することを確認し、これを改善すべく、料金に対する監視を強化する提案を行っている。

#### 3.3 新規参入

自由化以前はBG(現Centrica)がガス市場を独占していたが、1998年の自由化以降、供給者変更が順調に進展し、2008年6月時点のCentricaのシェアは44%にまで低下している。ガス市場への新規参入で大きな市場シェアを獲得しているのは、もともと、基盤となる顧客を有していた電気事業者である。また、独E.ON等4つの外国資本が参入を果たしているが、これらは既存電気事業者の買収によるものであり、外国資本が独自に需要を開拓したものではない。また、小規模事業者の一部は既に撤退し、残留している事業者も事業規模を拡大できずにいる。

#### 3.4 供給者変更の状況

供給者変更を行った消費者の多くは、訪問販売(39%)や電話勧誘(8%)といった直接的なアプローチをきっかけに変更を行っている。また回答者の8割が供給者変更の理由として価格を挙げている一方で、およそ61%の需要家しか料金の低減を実現できていないことをOfgemは指摘している。この傾向は訪問販売をきっかけとした供給者変更の場合に顕著であり、訪問販売による変更の場合は48%の需要家が料金低減を実現できておらず、供給者変更の結果、平均的には0.5%から2%の損失を被る結果となっている。この結果に対してOfgemは、一部の消費者が適切な供給者変更を行っていない可能性があるとし、懸念を示している。

### 4. まとめ

自由化の目的の一つは「競争による費用の低減」であるが、イギリスにおいては、その目的が達成されていない懸念をOfgemは持っており、小売価格に対する監視を強める動きがある。

また、自由化によって消費者間の公平性は担保されなくなり、本来保護すべき社会的弱者程自由化によるメリットを受けづらくなる可能性も指摘されている。

さらに、自由化を行っても競争が行われなリスクも存在しており、日本でも自由化をすとなれば、適切な競争促進策を講じていくべきである。また、競争促進の前提として、消費者保護など必要な制度的措置を講じるべきである事は言うまでもない。

\*財団法人 日本エネルギー経済研究所 研究員  
〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ  
e-mail ikejiri@tky.ieej.or.jp

# 欧州ガス事業動向

## Current situation of European gas market liberalization

池尻 和正 \*

Kazumasa Ikejiri

This paper shows the current situation of residential gas market in UK, mainly focused on the influence and evaluation of liberalization. Assessment by the regulators, DECC (Department of Energy and Climate Change) and Ofgem (The Office of Gas and Electricity Markets), on the liberalization is mix view of pros and cons. Implications for Japan which can be drawn out from the research are, 1. liberalization does not always mean the reduction of price, 2. liberalization means the inequality among customer thus have to make consideration on protection of vulnerable people, 3. should recognize the risk of “not occurring the competition” .

**Keywords:** Liberalization, residential, gas market

### 1. はじめに

欧州では一部例外の国を除き、家庭用のガス市場は自由化されており、その状況を知る事は現在自由化範囲拡大の可否を検討中の日本にとって非常に参考となる。本稿では、家庭用分野の自由化で先行している欧州の最近の制度動向とともに、欧州の中でもいち早く家庭用分野を自由化したイギリスについて自由化の評価と影響を中心に概説し、我が国における議論に対する示唆を整理する。

### 2. 最近の制度議論

欧州では、EU ガス指令 (1998 年)<sup>1)</sup>、改正 EU ガス指令 (2003 年) を経て、2007 年 7 月より一部の例外国を除き家庭用を含めたガス市場は自由化されている。ところが、欧州委員会は、自由化の進捗状況が不十分であるとし、さらに競争を促す目的から、2007 年 9 月 19 日に EU 指令 3 次改正案を公表し、同案は 2009 年 7 月に欧州議会と欧州理事会に承認されている。改正 EU ガス指令と第 3 次改正 EU ガス指令の違いのポイントは、以下の通りである。

- ・ 輸送事業者 (TSO) の所有権分離 (アンバンドル) を要求  
ただし、ISO 方式および ITO 方式が選択可能
- ・ 競争環境改善、すなわち、第三者アクセス適用除外のルールを統一
- ・ 供給セキュリティの強化、緊急時の加盟国間の協力体制を構築

### 制を構築

- ・ 需要家保護策の強化

### 3. 全面自由化の影響と評価 (イギリス)

#### 3.1 自由化の経緯

イギリスは、サッチャー政権による強力なリーダーシップの下で自由化に着手し、1982 年に託送制度を導入し、BG の解体・民営化と段階的な自由化範囲の拡大を経て、1998 年に家庭用を含む全面自由化を実施している。

#### 3.2 料金水準

規制機関 (エネルギー・気候変動省、以下 DECC、電力・ガス規制局、以下 Ofgem) の評価は、料金は欧州平均と比較して低い水準としている。これは事実ではあるが、天然ガス生産国である点に留意する必要がある。

自由化の目的の一つに、料金を低減させる事が挙げられているが、実際には、2005 年から 2007 年にかけて、原料費等を除いた原価は上昇し、Ofgem 自ら競争状態に疑問を呈する結果も報告されている。(図 1)<sup>2)</sup> さらに、Ofgem は調査の結果、原価の差を大きく逸脱する不公平な料金格差が存在することを確認し、これを改善すべく、小売事業者のライセンス許可条件に対する 4 つの是正案を提示している。これらの是正案は、料金に対する監視を強化するものとなっている。

- ・ 支払い方法の違いによる原価の差を、適切に反映した

\*財団法人 日本エネルギー経済研究所 研究員  
〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ  
e-mail ikejiri@tky.ieej.or.jp

## 料金の設定

- ・ 居住地の違いや特定の需要家層に対する不当な価格差の排除
- ・ 相対的価格規制の導入
- ・ ガスと電力の内部補助の禁止

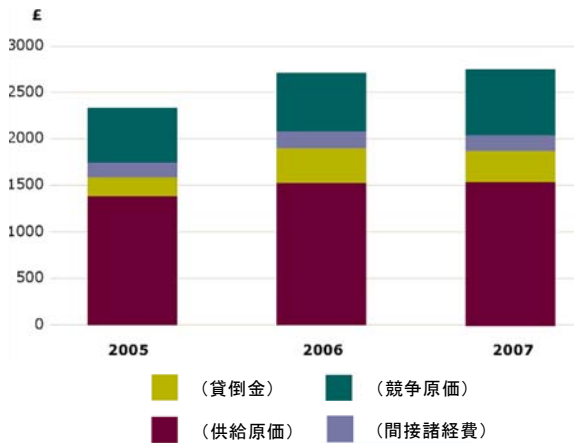


図1 エネルギー供給事業原価の変化  
(出所)Ofgem, Energy supply probe, 2008

### 3.3 新規参入

自由化以前はBG (現 Centrica) がガス市場を独占していたが、1998年の自由化以降、供給者変更が順調に進展し、2008年6月時点のCentricaのシェアは44%にまで低下している。

ガス市場への新規参入で大きな市場シェアを獲得しているのは、もともと、基盤となる顧客を有していた電気事業者である。また、独E.ON等4つの外国資本が参入を果たしているが、これらは既存電気事業者の買収によるものであり、外国資本が独自に需要を開拓したものではない。また、小規模事業者の一部は既に撤退し、残留している事業者も事業規模を拡大できずにいる。

### 3.4 供給者変更の状況

イギリスでは供給者変更の回数を「一度もしたことがない」が40%で最も多く、次いで「1回」が31%である。家庭用の全面自由化から10年が経過しているが、複数回の供給者変更を行っているのは27%と少数派である。この結果は、サプライヤーが限られたパイ(特定の需要家層)を奪い合っているとの評価と整合的である。この1年間で供給者変更を行った消費者の多くは、訪問販売(39%)や電話勧誘(8%)といった直接的なアプローチをきっかけに変更を行っている。また回答者の8割が供給者変更の理由として価格を挙げているが、その他の要因としては、ブランドイメージやサービスの良し悪しが影響していると考えられる。一方で、供給者変更の目的が価格の低減にあるにも関わらず、ガス

の場合はおよそ61%の需要家しか料金の低減を実現できていないこともOfgemは指摘している。この傾向は訪問販売をきっかけとした供給者変更の場合に顕著であり、訪問販売による変更の場合は48%の需要家が料金低減を実現できておらず、供給者変更の結果、平均的には0.5%から2%の損失を被る結果となっている。この結果に対してOfgemは、一部の消費者が適切な供給者変更を行っていない可能性があるとし、懸念を示している。また、自由化によるメリットの享受について、次のように整理している。すなわち、エネルギーに対する消費行動は需要家層によって異なり、自由化によるメリットを最も多く受けるのは、頻繁に情報収集を行い、積極的に供給者を変更する層である。一方、社会的弱者の供給者変更率が比較的低く、自由化のメリットを十分に享受できていない可能性を指摘している。

## 4. まとめ

自由化の目的の一つは「競争による費用の低減」であるが、家庭用の自由化から10年を経過したイギリスにおいてさえ、その目的が達成されたことを確信できず、新たな規制手法を模索している状態にあるのではないだろうか。例えばそれは、小売価格に対する監視を強める動きの中に見ることができる。このように、「自由化」すなわち「費用の低減」という単純な図式は成立せず、適切な制度設計と継続的な市場の監視抜きには目的の達成が困難であることを、再認識すべきではないだろうか。

当然ではあるが、自由化をすることによって消費者間の公平性は担保されなくなるのであり、この点を留意すべきであろう。保護すべき社会的弱者ほど自由化によるメリットを受けづらくなる可能性も指摘されており、自由化をするとなれば、こうした世帯にメリットを行き渡らせる、あるいは保護することを考慮すべきではないか。

また、家庭用を含む全面自由化に踏み切った際のリスクの一つに、「十分な競争が行われない可能性」を挙げることができる。性悪説に立てば、自由化によって小売料金がブラックボックス化した状態で競争が生まれなければ、事業者は莫大な利益を生む一方、エネルギーを買わざるを得ない消費者は大きな負担を強いられる最悪の結果となる。従って、自由化をするとなれば、適切な競争促進策を講じていくべきである。ここで、競争促進の前提として、消費者保護等必要な制度的措置を講じるべきであることは言うまでもない。

## 参考文献

- 1) 植草益編; 日本の産業システム① エネルギー産業の変革, (2004), NTT出版
- 2) Ofgem; Energy supply probe, (2008)